

名古屋港管理組合公報

平成17年6月15日

(水曜日)

第 353 号

目 次

○名古屋港ポートビル条例の一部を改正する条例……………	1
○臨港緑地の変更……………	1
○名古屋港ロジスティクスハブ形成事業提案募集 要項……………	2
○波形昌洋ほか……………	2
○名古屋港管理組合監査委員の失職……………	2

条 例

名古屋港ポートビル条例の一部を改正する条例を公布する。
平成十七年六月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港ポートビル条例の一部を改正する条例
名古屋港ポートビル条例（昭和五十九年名古屋港管理組合
条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第二駐車場の項を次のように改める。

駐 車 場	三十分につき一 回一台	三十分までごとに一五〇 円以内で規則で定める額。 ただし、二十四時間まで ごとに一、一〇〇円以内 で規則で定める額を上限 とする。
	一日につき一回 一台	一、一〇〇円以内で規則 で定める額
	一月一台	一〇、〇〇〇円以内で規 則で定める額

附 則

この条例は、平成十七年七月二十日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第23号

次の臨港緑地は、平成17年6月15日から次のとおり変更する。

平成17年6月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

変更前

名 称	位 置	施設の概要
東浜中央緑地	海部郡飛島村東浜一丁目5番6 11 6番2	運動施設 運動広場（2面） 散策、休息施設

変更後（一部廃止）

名 称	位 置	施設の概要
東浜中央緑地	海部郡飛島村東浜一丁目5番6 6番2	運動施設 運動広場（1面） 散策、休息施設

公 告**名古屋港管理組合公告**

名古屋港の活発な物流需要に対応し、物流機能の強化を図るため、コンテナ物流の中心である飛島ふ頭において、ロジスティクスハブ形成に資する事業の提案を募集します。

なお、この提案募集要項の公表については、下記のとおりです。

平成17年6月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

記

名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp>

配 布 場 所：名古屋市港区入船一丁目8番21号
名古屋港管理組合企画調整室産業ハブ港担当

問い合わせ先：名古屋港管理組合企画調整室産業ハブ港担当
電話番号（052）654-7902

辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合監査委員		波 形 昌 洋
名古屋港管理組合監査委員		深 谷 憲 彦
		（以上6月10日）

雑 報

名古屋港管理組合監査委員愛知県監査委員柳田昇二は、平成17年6月5日同県監査委員の任期満了により、名古屋港管理組合同規約第14条第3項の規定に基づき、同日をもって監査委員の職を失った。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合